

2-2 配偶者特別控除申告書の受理と内容の確認

(1) 配偶者特別控除申告書の受理

配偶者特別控除は、年末調整の際に控除することになりますが、この控除は、各人から提出された「給与所得者の配偶者特別控除申告書」（以下「配偶者特別控除申告書」といいます。）に基づいて行うことになっていますから、この申告書の用紙をあらかじめ各人に配布しておき、年末調整を行う時までに出すを受けてください（税務署から配布している配偶者特別控除申告書は、「給与所得者の保険料控除申告書」との兼用用紙となっています。）。

(2) 配偶者特別控除申告書の内容の確認

配偶者特別控除申告書の内容の確認に当たっての注意事項は、次のとおりです。

配偶者特別控除とは

配偶者特別控除とは、所得者が生計を一にする配偶者（合計所得金額が76万円未満の人に限り）で控除対象配偶者に該当しない人（12ページを参照してください。）を有する場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から38万円を限度として控除するというものです。

配偶者特別控除額は、配偶者の合計所得金額に応じて調整されることになっています。

なお、**配偶者の合計所得金額が38万円以下であるとき又は76万円以上であるときは、配偶者特別控除は受けられません。**

(注) 1 配偶者控除の適用を受けている人は、配偶者特別控除の適用を受けることができませんので注意してください。

2 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が103万円以下のとき又は141万円以上であるとき、また、配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金額が年齢65歳以上の人については158万円以下のとき又は196万円以上であるとき、年齢65歳未満の人については108万円以下のとき又は1,513,334円以上であるときは、配偶者特別控除は受けられません。

〔注意事項〕

- 1 ここでいう「配偶者」には、他の所得者の扶養親族とされる人、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者は含まれません。
- 2 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除を受けることはできません。
- 3 配偶者特別控除を受けようとする所得者の合計所得金額が1,000万円を超えている場合には、この控除を受けることはできません。

(注) 給与所得だけの場合、本年中の給与の収入金額が12,315,790円を超えるときは、合計所得金額が1,000万円を超えることとなります。

配偶者特別控除額の計算

配偶者特別控除額は、次により計算することとされています。配偶者特別控除申告書では、控除額の早見表に当てはめて求めることができるようになっていますので、配偶者の合計所得金額に応じた正しい控除額で申告が行われているかどうかを確認します。

なお、控除額の早見表は、この説明書の87ページに掲げてあります。

配偶者の合計所得金額		控 除 額
①	380,001円以上 400,000円未満	380,000円
②	400,000円以上 750,000円未満	380,000円－(合計所得金額－380,000円)
③	750,000円以上 760,000円未満	30,000円

(注) ②の控除額の算式中の「合計所得金額－380,000円」は、その金額が50,000円の整数倍の金額から30,000円を控除した金額でないときは、50,000円の整数倍の金額から30,000円を控除した金額のうち、「合計所得金額－380,000円」に満たない金額で最も大きい金額として計算します。

〔参 考〕 所得の種類・収入・必要経費の範囲等

配偶者の合計所得金額を計算する場合の所得の種類・収入・必要経費等は、次のとおりです。これにより求めた合計所得金額が38万円以下の場合又は76万円以上の場合には配偶者特別控除の適用を受けることができません。

1 給与所得

- (1) 俸給、給料、賞与や賃金（パートタイマーやアルバイトとして支払を受けるものを含みます。）は、給与所得となります。
- (2) 給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した後の金額となります。
なお、給与等の収入金額が161万9千円未満のときは、給与所得控除額は65万円（給与等の収入金額を限度とします。）となります。

2 事業所得

- (1) 農業、林業、水産養殖業、製造業、卸売業、小売業や金融業などのサービス業のほか対価を得て継続的に行う事業による所得は、事業所得となります。
- (2) 事業所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除した後の金額となります。
- (3) 必要経費になるものは、上記事業の収入を得るために必要な売上原価や販売費・一般管理費その他の費用です。
- (4) 家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人（家内労働者等）の事業所得及び雑所得の必要経費の額の合計額については、65万円（収入金額を限度とし、他に給与所得がある場合には、給与所得控除額を控除した残額とします。）まで認められる特例があります。

3 雑所得

- (1) 原稿料や印税、講演料、放送出演料、貸金の利子、生命保険契約等に基づく年金など他のいずれの所得にも該当しない所得や恩給（一時恩給を除きます。）、国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金等は、雑所得となります。
- (2) 雑所得の金額は、次の①と②を合計した金額となります。

① 公的年金等に係る雑所得…収入金額から公的年金等控除額を控除した残額

〔公的年金等に係る雑所得の金額が76万円未満となる場合〕

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(a)	公的年金等控除額
65歳以上の人	1,959,999円以下	120万円
65歳未満の人	1,300,000円以下	70万円
	1,300,000円超 1,513,333円以下	(a)×25%+37万5千円

(注) 年齢65歳以上の人とは、昭和25年1月1日以前に生まれた人をいいます。

② 公的年金等以外の雑所得…総収入金額から必要経費を控除した金額

- (3) 家内労働者等の必要経費の特例については、2の事業所得の(4)と同様です。

4 配当所得

- (1) 配当所得の金額は、収入金額からその元本を取得するために要した負債の利子（株式等の取得のために借り入れた負債の利子のうち、その株式等の譲渡所得等に係るものを除きま

す。)を控除した後の金額となります。

(2) 配当所得のうち、次のものについては収入金額に含まれません。

- ① 源泉分離課税とされる私募公社債等運用投資信託及び特定目的信託（社債的受益権に限ります。）の収益の分配
- ② 確定申告をしないことを選択した④上場株式等の配当等（特定株式投資信託の収益の分配を含みます。）、⑥公募証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除きます。）の収益の分配、③特定投資法人の投資口の配当等及び④これら以外の配当等で1銘柄について1回の金額が10万円に配当計算期間の月数（最高12か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下の配当等

5 不動産所得

- (1) 不動産の貸付けに際して受け取る権利金や頭金、更新料、名義書換料も不動産所得になります。しかし、借地権などの設定により一時に受ける権利金や頭金などについては譲渡所得や事業所得になるものがあります。
- (2) 不動産所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除した後の金額となります。
- (3) 必要経費になるものは、貸し付けた不動産についての修繕費、損害保険料、租税公課、減価償却費や借入金利子などです。

6 退職所得

- (1) 退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与などの所得のほか、社会保険制度等に基づく一時金などで退職所得となるものもあります。
 - (2) 退職所得の金額は、収入金額から次の退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額となります^(注1)。
 - ① 勤続年数が20年以下の場合……40万円×勤続年数（80万円に満たない場合には80万円）
 - ② 勤続年数が20年を超える場合……800万円+70万円×（勤続年数-20年）
- (注)1 退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合には、退職所得の金額は、収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額となります。
- 2 障害者になったことに直接起因して退職した場合には、上記①又は②の金額に100万円を加算します。

7 1～6以外の所得

その他の所得には、次のようなものがあります。

- ・譲渡所得…土地、建物、機械、ゴルフ会員権、金地金、書画、骨とうなどの資産の譲渡による所得
- ・山林所得…山林（所有期間5年超）の伐採又は譲渡による所得
- ・一時所得…賞金や懸賞当せん金、競馬・競輪の払戻金、生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、遺失物拾得の報労金などによる所得
- ・総合課税の対象となる利子所得
 - (注) 預貯金（勤務先預金を含みます。）や公社債の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金などは利子所得となりますが、原則として源泉分離課税が適用されますので、収入金額には含まれません。
- ・申告分離課税を選択した上場株式等の配当等に係る配当所得
- ・申告分離課税の適用を受けた株式等に係る譲渡所得等
 - (注) 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で、確定申告をしないことを選択した所得等は、収入金額に含まれません。
- ・先物取引に係る雑所得等

(3) 配偶者特別控除額の源泉徴収簿への記入

配偶者特別控除申告書の内容について確認を終えた後、申告書の記載に基づいて、各人の源泉徴収簿の「配偶者特別控除額⑮」欄に記入します。また、「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」欄に記載されている金額を源泉徴収簿の「配偶者の合計所得金額」欄に記入します。

- 山川太郎さんの場合は、妻の山川明子さんが控除対象配偶者に該当するため（17ページの記載例参照）、配偶者特別控除申告書を提出することはできません。

なお、配偶者特別控除を受けることができる佐藤次郎さんの場合の配偶者特別控除申告書等の記載例は次のとおりです。

〔記載例〕 配偶者特別控除申告書と源泉徴収簿への記入

（平成26年分 給与所得者の配偶者特別控除申告書）

平成26年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

所轄税務署長
神田 税務署長

給与の支払者の
名称(氏名)
〇 〇 〇 〇 株式会社

(フリガナ)
あなたの氏名
サトウ ジロウ
佐藤 次郎

給与の支払者の
所在地(住所)
東京都千代田区神田錦町3-3

あなたの住所
又は居所
東京都練馬区東大泉7-31-35

保・配特

◆給与所得者の保険料控除申告書◆

保険会社等 の名称	保険等の 種類	保険期間 又は 半払期間	保険等の 契約者の氏名	保険金等の受取人 氏名	新・旧 の区分	あなたが本年中に支払った保 険料等の金額(分配を受けた 剰余金等の控除後の金額)
				氏名	続柄	前(年)

(源泉徴収簿)

区	分	金	額	税	額
給 料 ・ 手 当 等	①		円	③	円
賞 与 等	④			⑥	
計	⑦			⑧	
給与所得控除後の給与等の金額	⑨			配偶者の合計所得金額 (670,000)	円
社会保 険料等 申告による社会保険料の控除分	⑩			旧長期損害保険料支払額 (円)	
控除額	⑪			⑩のうち小規模企業共 済等掛金の金額	円
生命 保 険 料 の 控 除 額	⑫			(円)	
地 震 保 険 料 の 控 除 額	⑬			⑪のうち国民年金保 険料等の金額	円
配 偶 者 特 別 控 除 額	⑭	110,000		(円)	
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控 除額及び障害者等の控除額の合計額	⑮				
所得 控 除 額 の 合 計 額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)	⑯				
差引課税給与所得金額(⑨-⑯) 及び算出所得税額	⑰		(1,000円未満切捨て)	⑱	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑲				

◆給与所得者の配偶者特別控除申告書◆

あなたの本年中の合計所得金額の見積額
(1,000万円を超える場合は申告できません。)

6,260,000 円

(フリガナ)
配偶者の氏名
佐藤 昌子

あなたと配偶者の住所又は居所が
異なる場合の配偶者の住所又は居所
〇 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができます。
あなたが配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業
専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、申告できません。
また、互換の双方が互いに配偶者特別控除を受けることはできません。

〇 配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。

所得の種類	収入金額等①	必要経費等②	所得金額(③-②)
給 与 所 得	① 1,320,000 円	② 650,000 円	③ 670,000 円
事 業 所 得	④		
雑 所 得	⑤		
配 当 所 得	⑥		
不 動 産 所 得	⑦		
退 職 所 得	⑧		
退職所得控除額		⑨-⑧×ⅴ又は⑩-⑧	
⑩-⑨×ⅴ×ⅴ		⑪-⑩×ⅴ×ⅴ	

配偶者の合計所得金額(①-⑦の合計額)

A 670,000 円

〇 配偶者特別控除額の早見表

(A) 欄の金額	控 除 額
0 円から 380,000 円まで	0 円
380,001 円から 399,999 円まで	380,000 円
400,000 円から 449,999 円まで	360,000 円
450,000 円から 499,999 円まで	340,000 円
500,000 円から 549,999 円まで	320,000 円
550,000 円から 599,999 円まで	300,000 円
600,000 円から 649,999 円まで	280,000 円
650,000 円から 699,999 円まで	260,000 円
700,000 円から 749,999 円まで	240,000 円
750,000 円から 799,999 円まで	220,000 円
800,000 円から 849,999 円まで	200,000 円
850,000 円から 899,999 円まで	180,000 円
900,000 円から 949,999 円まで	160,000 円
950,000 円から 999,999 円まで	140,000 円
1,000,000 円以上	120,000 円

配偶者特別控除額

早見表⑩欄の金額 110,000 円

社会保険料を支払先
の名称

氏名

あなたが本年中に支
払った保険料の金額

この申告書は、平成26年9月1日現在の所得税法等関係法令に基づいて作成されており、裏面の説明をお読みください。

- 21 -